般化をしているような印象を与えかねない点は惜しい。たとえば、私立小学校と併設上級学校との接続関係の有無が小学校の存廃に大きな影響を持っていたと主張されつつも、その接続関係の実態についてはごく一部の学校についてしか示されていない(第2章)。また、論拠とされる資料の年代が、あるときは大正期であり、またあるときは戦後期であるといった、きわめて融通無碍な面も気になる。もちろん、入手できる資料に限界が伴うことは避けられないが、本書の叙述は、資料をベースに議論を組み立てていると言うよりは、ストーリーが先にあって資料をつまみ食いしている、とみなされるかもしれない。これは著者の依って

立つディシプリンの性格による面もあろうし、専

門を同じくする評者も自戒せねばならないのだが。 もうひとつは、1920 年代から 1950 年代までの 40年間という期間を調査対象としたことの意味 と妥当性についての疑問である。本書の筆者は「敗 戦」を転機とみる〈断絶史観〉を批判する立場に たって、この戦前・戦中・戦後をふくむ期間を「小 学校入試・受験の創成期 | (14 頁) と位置づけてい る。しかし本書の内容がこの40年間を過不足無く 捉えているとは思えない。戦後をあつかう部分も わずかにあるが、概して新教育のピークである大 正期から昭和戦前期の考察が中心で、戦時期につ いてはほとんど言及が無い。そもそも「創成期」 「円熟期|「お受験期|という時期区分(280頁)自 体、実証される必要性があると思うが、本書はあ くまでこの区分を自明のものとしているような印 象を受ける。評者はこの区分に反論する材料をも つわけではない。ただ 40 年間における変化を丹念 にたどることで、「創成期 | という括りを自省的に 検討する姿勢も必要ではないか。

いささか難癖もつけたが、本書が私立小学校受 験の歴史研究としてまず参照されるべきパイオニ ア的業績であることは間違いない。そして近代日 本における私立学校とメリトクラシーの関わり、 あるいは私立学校の公共性を考える際の豊富な知 見を与えてくれる書物だと思う。本書の内容のさ らなる展開を期待したい。

(世織書房刊 2009年3月発行 A5判 334頁 本体価格3,800円)

書

広瀬 裕子 著

『イギリスの性教育政策史

自由化の影と国家「介入」」

佐藤 年明 (三重大学)

(→)

評

本書は、2008 年 7 月に東京大学から博士(教育 学)の学位を授与された論文「イギリスにおける 性教育の義務必修化に関する研究:セクシュアリ ティに関心を持つ近代国家の政策の一展開」に加 筆修正を行なって公刊されたものである。

イギリス(本書では原則としてイングランド及 びウェールズを指す)では、1980年代まで性教育 が正面切って注目されることはなかったが、1990 年代には性教育が、中等教育の必修プログラムと して制度化されるに至る。イギリスにおける性教 育の学校教育への定着過程を、フィリップ・メレ ディスは「伝統派」と「進歩派」という二大陣営 の政治的攻防として説明するが、著者はこの伝統 派と進歩派が性教育に関する主張において決して 一枚岩ではなかったことに着目する。また性教育 必修化が保守党サッチャー政権下で実施され、そ の後1997年に18年ぶりに政権に返り咲いた労働 党ブレア政権も保守党の性教育政策の大枠を引き 継いだという事実から、性教育をめぐる論争が二 大政党間の政治的対立図式に必ずしも重ならない ことに注目している。そしてこのようなことに留 意しながら、前史である 1970 年代以前を含め、 1980~90年代イギリスにおける性教育必修化へ の過程を、進歩的性教育推進団体である家族計画 協会の主張、性教育を批判する道徳的右派の主張、 メディアの報道、法的制度的枠組み、議会論争、 カリキュラムと授業の実態などに関する膨大な文 書資料の分析と当事者インタビュー等によって明 らかにしている。

本書の章構成は、以下の通りである。

- 序 章 問題の所在と分析方法
- 第一部 性教育制度化前史:1950年代~1960 年代
- 第1章 1950年代から1960年代にかけての 性教育状況
- 第2章 進歩的性教育の登場
- 第3章 避妊への意味付けの変化
- 第二部 性教育制度化過程:1970年代~1990

206

「教育学研究」第77巻 第2号 2010年6月

性

よ

年代
----

第4章	進歩的性教育の基本路線
第5章	議会論争:制度化の経緯
第6章	性教育義務必修制度の構成
第7章	性教育における論争的事項
第8章	性教育に対する世論とメディアの性
	教育報道
第9章	道徳的右派による性教育批判の論理
第10章	性教育に対する宗教界の見解
第11章	新制度実施動向と授業の実際
終 章	成熟した近代社会の問題と国家によ
	るメンテナンス

第一部では性教育必修化に至る前史として、 1950~70年代の中央・地方の性教育に関する見 解・施策、民間諸団体の活動(第1章)、1960年代 に登場した、性の解放を社会変革の不可欠な要素 として掲げる思想とタイアップした「新しい性教 育」と呼ばれる教育実践(第2章)、人口増加の深 刻化と避妊およびその社会政策的側面への注目 (1973年国家医療制度再編法)(第3章)が取り上 げられる。

第二部では、性教育制度化の過程として、進歩 的性教育の中心的組織である家族計画協会の性教 育理念(第4章)、1976年の議会における家族計画 協会批判をめぐる論争、1986年の性教育法定化の 是非、性教育の授業の拒否(親が子どもを退席さ せる)の権利の是非をめぐる論争、1989年・1992 年の HIV/AIDS に対応する性教育をめぐる論 争、1993年の性教育義務必修制度成立に至る論争 (第5章)、1986年第2教育法—1988年教育改革法 -1993 年教育法という過程を経た性教育義務必 修制度の構成(第6章)、論争的事項としての性交 同意年齢未満の避妊指導・同性愛の扱い(第7 章)、性教育に関する1985年の世論調査結果と性 教育に対するメディアの支持的及び批判的報道内 容(第8章)、道徳的右派の性教育批判(第9 章)、性教育に対する宗教界の見解(第10章)、必 修化後の性教育実施状況、ケンブリッジ市の3つ の学校における性教育実施状況と同市のイスラム 教徒住民代表の学校性教育批判、性について扱う サイエンス教科書の事例(第11章)などを取り上 げ、分析している。

最後に終章では、総括的考察の視点として、「自 由の実現による私的領域の不安定化」、および「国 家によるメンテナンスの模索 |を提示している。

(二)

性教育必修化を制度化した 1993 年教育法は、中 等学校の性教育を義務化すること、性について扱 うナショナル・カリキュラムのサイエンスでは、 生物学的観点以外の性行動と HIV/AIDS を含 まないこと、ナショナル・カリキュラム以外の性 教育から親は子どもを退席させる権利を持つこと 等を規定している。

性教育に含まれる人間の生殖行動や性的存在と しての人間のあり方などは、人の宗教的信念と深 く関わる部分を含むがゆえに、公教育としての学 校の教育内容とすること自体が妥当であるかにつ いて、イギリスでは長い論争が続いてきた。

「進歩的性教育の推進役」である家族計画協会を もっとも激しく批判し続けたのが、道義心協会を はじめとする道徳的右派と呼ばれる勢力である。 彼らは禁欲的な性道徳と親の教育する権利を強調 し、学校における性教育自体を否定した。しかし 彼らの主張は著者によれば「結局のところ、性教 育に対する後追い的嫌悪感の表明と破壊のための プロパガンダの域を出なかった」ために、世論の 多数の支持を獲得することはできなかった。

宗教界、特に最大勢力であるイギリス国教会の 立場はもっと穏健で、1964年の「学校における性 教育|というパンフレットで、「親が子どもに対し て性教育をしたがらない昨今にあっては学校に性 教育を期待したい」という立場を表明した上で、 学校における性教育に対していくつかの注意点を 挙げている。こうした穏健姿勢の背景には、著者 が指摘するように、イギリス国教会の登録者数が 1950年の300万人から1990年には150万人へと 半減するなど、社会の世俗化傾向の顕著な進行が あった。

しかし1993年の性教育必修化の法制化にあ たっては、保守党政府は道徳的右派等の学校にお ける性教育反対派・慎重派に対して、一定の譲歩 をしている。すなわち、一方で中等学校における 教科サイエンスの中での性教育を義務化したが、 サイエンスの中での性の扱いを生物学的観点に限 定し、他方生物学的観点以外の性行動や HIV/ AIDS についての学習は必修のナショナル・カリ キュラム以外で扱うこととし、かつその部分では 親が子どもを退席させる権利を認めたのである。

このように、妥協の産物としてともかくも性教 育必修化がスタートした。もっとも、著者が1993

--- 76 ----

年から1996年にかけてケンブリッジ市で行なっ た調査によると、サイエンスにおける性教育を道 徳、文化、法律、権利、家族制度その他人文、社 会領域にクロスさせた、著者が言うところの 「PSE 型サイエンス」(Personal Social Education は日本の生活科、社会科、道徳教育などに相当) として実施している学校もある。そこでは性教育 の必修領域と必修でない領域が融合されている。 著者はこのような動向を「規則を無視した教師の ゲリラ的実践であるとするのは当たらない」と述 べ、このような実践が教育水準監察院の査察でも 肯定的評価を得ているし、サイエンスの教科書に もこのタイプのものがあるとして、オフィシャル なカリキュラム枠組みに必ずしもとらわれない性 教育実践がある程度定着している事実を紹介して いる。それにしても、ナショナル・カリキュラム、 宗教界はじめ各種社会勢力の圧力、親の教育要求 などの軋轢の中でもしたたかに実践創造に取り組 む学校現場の知恵をそこに感じ取るのは、評者の みではないであろう。

(三)

イギリスとは北海を挟んで対岸に位置するス ウェーデンの性教育について教育方法学・教育課 程論の立場から調査研究を行なっている評者は、 本書を大変興味深く読んだ。著者によれば「イギ リスに限らず、性教育が教育政策的観点から注目 されることは稀」であり、「日本の教育行政学の中 には性教育を扱う手法そのものが存在していな い」ということであるので、著者の試行錯誤を含 む調査研究と分析がこの研究分野の前進に貢献す ることが期待される。なお、スウェーデンにおい て学校訪問と性教育の授業データ収集の機会を得 ることに苦労している評者にとっては、著者が 1994-95年度にケンブリッジ市に滞在され、著者 のお子さんが通学されたコンプリヘンシブ・ス クール(公立総合制中等学校)において、7学年 サイエンスの中での全ての性教育の授業を参観さ れたことは大変うらやましいことである。そして これに関連して評者の若干の不満を述べるならば、 本書第11章における必修化後の「授業の実態」の 記述には、著者が上述の学校で参観された授業の 記録が含まれていない。学校や地域の概要、学校 の性教育方針は紹介されているのであるが、1時 間1時間の授業の中での教師と生徒、生徒間のや

書

評

りとりの実態を知ることができなかったのは残念 であった。もっとも、著者は「親としての参観の 許可を得」たと書いておられるので、研究者とし て参観した授業の事実を対外的に公表することは 認められなかったのかとも推測できる。いずれに せよこのことは著者の膨大な研究の中の一つの局 面に過ぎない。本書が諸外国の性教育の比較研究 や性教育研究における教育諸学の交流・共同の呼 び水となることを期待してやまない。

(勁草書房刊 2009 年 8 月発行 A 5 判 344 頁 本体価格 4,900 円)

内田 良 著

## 『「児童虐待」へのまなざし

社会現象はどう語られるのか?』

## 楠 凡之(北九州市立大学)

著者によれば、本書の目的は、子どもへの「虐待」を考えるにあたって鍵となる、「私たちのまな ざし」の問題点を明らかにし、これまでの児童虐 待問題からこぼれ落ちた「もう一つの現実」を拾 い上げることである。

序章では、本書の拠り所とする「社会問題の構 築主義」の説明がなされており、著者は「虐待」 という行為についても、苦情を述べ、クレイムを 申し立てる個人やグループの活動を視野に入れて はじめて虐待問題の今日的な性格について考察す ることが可能となると指摘している。

一章(「虐待」は都市で起こる)では、虐待に関 する統計資料の分析を行いつつ、都市の現代的な 生活環境が虐待の原因となるというよりも、都市 の公的機関や周囲の人々の「虐待」をみるまなざ しのあり方が攻撃・放置を「虐待」と名づけ、都 市の文脈で「虐待」発生の原因を語るのであり、 攻撃・放置が都市で起こるのではなく、「虐待」が 都市で起こるのであると指摘する。さらに著者は 「いままさに、都市的な虐待防止活動は、『虐待』 を発見する力を十分に持つに至った諸専門機関が コミュニティの私的な人間関係を組み込んで高度 な『虐待』問題処理システムを築き上げる過程に ある。都市において高度に発達したシステムは、 その成立の基盤として都市的な言説を支えにして おり、その意味で『虐待』の都市的な語りの構造